

(平成24年9月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から同年9月までの期間及び平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から同年9月まで
② 平成元年3月

私は、昭和58年に会社を退職してから、A市内で店を家族で経営しており、当時の国民年金保険料は、未納無く納付していた。

記録を確認したところ、4か月の国民年金保険料が未納とされているので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月及び1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されており、当該記号番号前後の任意加入被保険者の加入状況から、申立人は、同年5月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認されるところ、この時点で申立期間①の保険料は現年度納付が可能である。

さらに、A市の国民年金収滞納一覧表によると、申立人は、申立期間①及び②前後の国民年金保険料を現年度納付しており、同居していた申立人の両親及び兄も当該期間の保険料は納付済みである上、申立人は、申立期間①及び②当時において、生活環境に大きな変化は無かったとしているところ、当該期間を通して同一の住所に居住していることが戸籍の附票により確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立期間①及び②の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から2年8月まで

私は、育児に専念するために平成元年6月に仕事を辞め、A市役所において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、当時、保険料を納付していた私の夫の分と一緒に、私が市民センターで納付していたにもかかわらず、申立期間について、夫も含めて納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年6月に、A市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、申立人の夫の保険料と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年3月に払い出されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立人は、同年1月29日に、2年9月25日付けの国民年金第3号被保険者資格取得に係る届出を行っていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人の所持する年金手帳及びA市の国民年金被保険者台帳において、申立期間に係る国民年金の被保険者記録は無く、申立人に係る国民年金の最初の被保険者資格取得日は、いずれも平成2年9月25日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3155 (事案 943 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から52年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から52年8月まで

前回の決定では、私が国民年金被保険者資格を一旦喪失し、再度加入したことになるが、国民年金は有利で最も必要な保険であり、申立期間は景気が良く、夫の給料は高額だったので、私はそのような手続を行っておらず、国民年金保険料を納付していた。私たち夫婦は、生命保険及び損害保険等について、一度契約すると解約したことが無いので、有利で大切な国民年金のみを資格喪失することはあり得ない。各種保険等の資料を提出するので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付について、保険料額、納付方法等を明確に記憶しておらず、保険料の納付状況等が不明であること、iii) 申立人は、昭和40年前後にA市からB市へ転居し、その半年後、再度A市に転居したが、A市及びB市において、市をまたがって転居する場合に必要な国民年金の手続を市役所で行った記憶は無いとしており、38年10月に払い出されたことが確認できる国民年金手帳記号番号(*)に係る社会保険庁(当時)の国民年金被保険者原票及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、「不在」の押印が認められ、当該被保険者原票には、B市の住所が記載されていないことが確認できる上、A市の被保険者名簿において、54年3月8日のA市の調査により、申立人が41年4月4日にB市へ転出したことが判明した旨の記録が確認できることから、申立期間においては、申立人

の居所が不明であるため、集金人による保険料の収納や納付書の発行が行えなかったものと推認されること、iv) 申立人は、41年頃に国民年金の再加入手続を行い、その際に、過去の国民年金保険料を遡って納付したとしているが、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号(*)は、52年7月に払い出されていることが確認できることから、申立人はこの頃に再度加入手続を行ったものと推認され、申立人の主張と相違する上、二度目の手帳が払い出された52年7月時点では、申立人は任意加入被保険者であるため、制度上、申立期間の国民年金保険料を遡って納付することもできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の決定に納得できないとして、生命保険、損害保険及び各種保険等の資料を提出して再申立てしているが、当該資料では、申立期間において、申立人が国民年金に加入していたことを裏付ける資料と認めるのは困難であり、ほかに当委員会の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3156 (事案 2975 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月、同年9月から9年1月までの期間、同年3月、同年5月、同年7月、同年8月、同年11月から10年1月までの期間、同年3月、同年5月、同年9月、同年10月、11年1月から同年3月までの期間、同年6月、同年7月、同年9月から12年1月までの期間、同年5月から同年10月までの期間、13年2月、同年6月から同年8月までの期間、同年10月、14年1月から同年4月までの期間、同年11月、同年12月、15年2月から同年4月までの期間、同年7月から16年3月までの期間、同年6月、同年8月及び同年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月
② 平成8年9月から9年1月まで
③ 平成9年3月
④ 平成9年5月
⑤ 平成9年7月及び同年8月
⑥ 平成9年11月から10年1月まで
⑦ 平成10年3月
⑧ 平成10年5月
⑨ 平成10年9月及び同年10月
⑩ 平成11年1月から同年3月まで
⑪ 平成11年6月及び同年7月
⑫ 平成11年9月から12年1月まで
⑬ 平成12年5月から同年10月まで
⑭ 平成13年2月
⑮ 平成13年6月から同年8月まで
⑯ 平成13年10月
⑰ 平成14年1月から同年4月まで

- ⑱ 平成 14 年 11 月及び同年 12 月
- ⑲ 平成 15 年 2 月から同年 4 月まで
- ⑳ 平成 15 年 7 月から 16 年 3 月まで
- ㉑ 平成 16 年 6 月
- ㉒ 平成 16 年 8 月
- ㉓ 平成 16 年 9 月から同年 12 月まで

前回、申立期間を含む各年の確定申告書を所持しており、同申告書の国民年金支払保険料額が、私の国民年金の納付記録と相違していることに納得できないと申立てを行い、年金記録確認第三者委員会から記録訂正が認められない旨の通知を受け取ったが、通知内容に納得できない。今回新たな資料として、顧問税理士作成の申出書を提出するので、もう一度調査の上、審議をお願いしたい。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①から③までに係る申立てについては、i) 申立人が提出した平成 8 年から 16 年までの確定申告書（控え）に記載された各年の国民年金保険料総額は、申立人及び当該年に同居していた家族が納付すべき保険料額を大きく下回る上、オンライン記録によると、申立人及びその家族には、8 年、9 年、10 年及び 15 年において、保険料を過年度納付した記録が確認でき、提出された当該確定申告書（控え）では、申立人を含め、納付した者及びその者の納付月数を特定することができず、申立人も「誰の分を」、「いつ」、「どのくらい納付」したか分からないと供述しており、申立人が申立期間①から③までの保険料を納付したことをうかがわせる関連資料とみることはできないこと、ii) 申立期間の大部分は、9 年 1 月以降の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少なくなっている時期である上、当該期間の国民年金保険料を金融機関において納付した記録が、長期間かつ複数回にわたり漏れるとは考え難いこと、iii) 提出された確定申告書（控え）を除き、申立人が申立期間①から③までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等から、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、24 年 2 月 13 日付けで通知が行われている。

今回、再申立てに当たり、申立人は、税理士作成の申出書を提出しているところ、その内容について当該税理士は、当時の資料も無く、所得税申告書作成に係る通常の事務処理について記載したものであると供述しており、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とみることはできないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から同年6月まで

昭和62年2月頃、母が自宅で私の国民年金の加入手続を行い、2か月ごとに自宅に来た市役所から委託された現金取扱員に、月額8,000円の国民年金保険料を両親及び私の3人分一緒に納付してくれていたのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年2月頃、申立人の母親が申立人に係る国民年金の加入手続を行い、2か月ごとに、現金取扱員に申立人及びその両親の合計3人分の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年6月に払い出されていることが確認でき、前後の国民年金被保険者の記録から、同年5月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認される上、申立人の両親に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、その両親は、昭和62年4月の分から口座振替で保険料を納付していることが確認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続時点では、申立期間のうち、昭和62年2月及び同年3月は既に時効により国民年金保険料を納付することができず、同年4月から同年6月までは過年度納付が可能であるものの、申立人に係るA市の国民年金被保険者台帳の納付記録によると、申立期間は未納を示す「ミ」と記録されており、オンライン記録と一致する。

さらに、オンライン記録によると、申立人に対して平成元年8月11日に過年度納付書が作成されており、申立人は、同年9月26日に、申立期間直後の

昭和 62 年 7 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料を一括して過年度納付していることが確認できるところ、当該納付の時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み名で検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年11月までの期間、55年7月、56年12月、57年1月及び60年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月から51年11月まで
② 昭和55年7月
③ 昭和56年12月及び57年1月
④ 昭和60年12月

私は、昭和50年10月に結婚し、同年11月に近くの役所で国民年金の加入手続を行い、現金で国民年金保険料を納付してきた。途中、会社勤めをした期間があるが、体が丈夫ではなかったため入退社を繰り返していたので、年金記録に抜けが無いかわりで不安で、その都度確認して国民年金に加入してきた。しかし、申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、申立人が婚姻を契機に国民年金の加入手続を行い、会社を退職する都度、国民年金に加入してきたと主張している。

しかしながら、申立人は、昭和50年9月*日に婚姻していることが戸籍により確認でき、申立人の夫は、申立期間①、②、③及び④の期間について、厚生年金保険に加入していることから、申立人は、当該期間はいずれも国民年金に任意加入の対象となり、制度上、加入申出日が国民年金の資格取得日となる。ところ、申立期間①について、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によると、51年12月4日に国民年金の任意加入手続が行われたことが確認でき、それ以前の申立期間①は国民年金に未加入の期間となり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間②、③及び④について、申立人は、それぞれ直前の期間は厚生年金保険に加入していることがオンライン記録により確認できるところ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した翌月以降に、国民年金に任意加入していることが、上記A市の国民年金被保険者名簿、B市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録により確認できることから、申立期間②、③及び④は、国民年金に未加入の期間となり、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。